

○日進市公式Webサイトに掲載する広告の取扱要綱

平成18年12月19日

要綱第94号

(趣旨)

第1条 この要綱は、日進市有料広告掲載に関する要綱(平成18年日進市要綱第65号)第15条に基づき、日進市の公式Webサイトに掲載する広告(以下「広告」という。)の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市公式Webサイト 市がインターネット上に公開するWebページのことをいう。
- (2) バナー広告 市公式Webサイトページ内に表示される広告画像で、広告主の指定するWebサイトにリンクするものをいう。
- (3) 広告主 日進市有料広告掲載に関する要綱第7条第2項の規定により掲載可の決定を受けた広告を掲載する者

(広告の掲載位置及び掲載数)

第3条 広告を掲載する位置は、市公式Webサイトで市が指定した位置とし、掲載数は18以内とする。

2 広告は、それぞれ掲載決定順に画面内に表示されるよう掲載するものとする。

(掲載規格)

第4条 掲載する広告は、バナー広告とする。

2 掲載する1広告当たりの規格は、次のとおりとする。

- (1) 縦 120ピクセル
- (2) 横 240ピクセル
- (3) サイズ 1メガバイト以内
- (4) ファイル形式 JPEG、PNG又はGIF(アニメーション可、透過GIF不可)形式のいずれか

(禁止表現)

第5条 次の各号のいずれかの表現を含む広告は、禁止とする。

- (1) 「閉じる」、「はい」、「いいえ」、「キャンセル」等操作手順を模した表現

- (2) アラートマーク(警告表示)を模した表現
- (3) ラジオボタン(選択肢の表示)を模した表現
- (4) テキストボックス(入力できるように見えるもの)を模した表現
- (5) プルダウンメニュー(下に選択肢があるように見えるもの)を模した表現
- (6) 市ホームページのコンテンツの一部と混同するおそれのある表現
- (7) 市の事業であると錯誤するおそれのある表現

(色調、解像度等の基準)

第6条 広告主は、ページデザイン及び使いやすさを保持するために次の事項に留意するものとする。

- (1) 色調については、文字色と背景色のコントラスト(明度差)を十分にとり、また、背景に模様のある画面や写真などを使用する場合は、文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。
- (2) 文字やイラスト等の解像度については、適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。
- (3) GIFアニメーションを用いる場合は、次のとおりとする。

ア コントラストの強い画面の反転表示が継続するものは禁止とする。

イ 画面の大部分の領域が切り替わるものは、切り替えの間隔を2秒以上とする。

ウ その他画面が点滅するものは、点滅間隔を100分の40秒以上とする。

(広告の掲載期間)

第7条 広告を掲載する期間は、1月単位とする。

2 広告掲載の開始日及び終了日は、市長が定める。

3 広告を掲載しようとする者が望むときは、市長は複数月の申込み及び掲載を認めることができる。ただし、複数月の掲載は連続した月でなければならない。

(広告掲載料)

第8条 広告掲載料は、別表に定めるとおりとする。

(広告掲載の申込み)

第9条 広告を掲載しようとする者は、広告の内容、掲載希望枠数、掲載期間、リンク先のホームページアドレス、バナー画像を明記して、日進市有料広告掲載に関する要綱第6条に規定する日進市有料広告掲載申込書を市長に提出しなければならない。

(広告内容等の変更)

第10条 広告主は、次の各号のいずれかに該当する場合は、日進市有料広告掲載申込内容変更届により、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 広告を差し替えるとき。
- (2) リンク先ホームページのアドレスを変更するとき。
- (3) 前2号に規定するもののほか、日進市有料広告掲載申込書又は添付書類の記載内容に変更があるとき。

(広告掲載の取下げ)

第11条 広告主は、自己の都合により、市公式Webサイトへの広告掲載を取り下げることができるものとする。

- 2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は書面により広告掲載の取下げを希望する日の1週間前(複数月の広告掲載の決定を受けた広告主にあつては、1月前)までに市長に申し出なければならない。
- 3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。ただし、複数月の広告掲載の決定を受けた広告主について、取り下げた日の属する月の翌月以降にかかる広告掲載料を既に納付している場合にあつては、当該納付済み広告掲載料を返還するものとする。
- 4 前項ただし書きの規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告掲載料の返還)

第12条 広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還する。

- 2 前項の規定により返還する広告掲載料は、掲載を取り消した月以降の納付済月額額の総額とする。
- 3 広告主の責に帰さない理由により、市が広告を掲載できなかったときは、掲載できなかった日数に応じて、広告掲載料を返還する。ただし、掲載できなかった日数が1日未満の場合は、広告掲載料の返還は行わない。
- 4 前各項の規定により還付する広告掲載料には利子を付さない。
- 5 前3項の規定により還付する広告掲載料は、その三十分の一に相当する額をもって日額の広告掲載料とみなし、日割りによって計算して得た額(その額に百円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年8月27日要綱第62号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年10月1日要綱第64号)

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則(平成26年2月20日要綱第10号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月24日要綱第19号)

この要綱は、平成26年3月24日から施行する。

附 則(令和元年9月20日要綱第41号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成24年法律第68号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の広告掲載料の規定は、この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)以後に徴収する広告掲載料について適用し、施行日前に徴収する広告掲載料については、なお従前の例による。

附 則(令和7年3月11日要綱第18号)

この要綱は、令和7年5月1日から施行する。

別表(第8条関係)

広告の種類	掲載期間	枠数	広告掲載料(税込み)
バナー広告	1月	1枠	10,470円